

(仮 訳)

## プレスリリース

2009 年 1 月 16 日  
バーゼル銀行監督委員会

### バーゼル銀行監督委員会がバーゼルⅡの枠組みの強化を発表

バーゼル銀行監督委員会(以下「バーゼル委」という。)は本日、バーゼルⅡの枠組みを強化するための一連の市中協議文書を公表した。これらの強化策は、今般の金融危機によって明らかになった脆弱性に照らし、国際的に活動する銀行の規制及び監督を強化するためにバーゼル委が行ってきたより広範な取組みの一部を構成するものである。バーゼル委の議長を務めるウェリンク・オランダ中央銀行総裁は、「今回提案されたバーゼルⅡの強化は、銀行のトレーディング業務、証券化及びオフバランス導管体向けエクスポージャーに内在するリスクが、最低所要自己資本、リスク管理実務及び付随する外部への情報開示により良く反映されることを確保するものであろう」と述べた。

提案された改訂案は、以下の項目を対象とする。

- 複雑かつ流動性の低いクレジット関連商品を含むトレーディング勘定のエクスポージャー
- 銀行勘定における一部の複雑な証券化商品(いわゆる ABS-CDO 等)
- オフバランス導管体(すなわち ABCP 導管体)向けエクスポージャー

バーゼル委はまた、リスク集中、オフバランス取引、証券化商品及びそれらに関連する風評リスク(reputation risks)に対するより厳格な監督及びリスク管理を促進する基準を提案する。また、監督上の検証プロセスを通じて、バーゼル委は、金融商品の価値評価、資金流動性リスク管理及び銀行横断的なストレス・テスト実務の改善を促進する。

さらに、バーゼル委は、証券化商品及びオフバランス導管体に係るスポンサー業務に係る強化された開示要件を提案する。本提案は、市場参加者に対し、銀行全体のリスク特性に対するより良い理解を提供するであろう。

バーゼル委は、トレーディング勘定に対する所要自己資本については 2010 年 12 月、リスク管理及び情報開示に関するものを含むその他の改善については、2009 年 末までに導入することを提案する。

これらの提案された改訂案は、2008 年 11 月 20 日のプレスリリースに示された、銀行の自己資本充実度、リスク管理及びその監督を、抜本的な方法で強化するためのバーゼル委のより広範な作業計画の一部を構成するものである。特に、この作業計画は、例えば、ストレス時に引き出し得る規制上の最低水準を超えた自己資本バッファの積立を促進するといった、プロシクリカリティを抑制する手法の検討を含む。これらの取組みは、2008 年 4 月の金融安定化フォーラムの提言及び 2008 年 11 月の G20 の行動計画を受けたものである。

ウェリンク氏は、「バーゼル委は、金融の信認を高め、現在より市場環境を更に悪化させないよう留意しながら、この取組みを、協調しつつ実施する方針である。バーゼル委は、経済及び金融のストレス時に、全世界的な規制上の最低自己資本比率を引き上げることが企図していない。バーゼル委は、規制上の最低水準を超える十分な資本バッファが、損失を吸収し、経済に対する継続的な貸出を支援するために設計されるよう留意する」と強調した。

「バーゼルⅡにおけるマーケット・リスクの枠組みに対する改訂」及び「トレーディング勘定における追加的リスクにかかる自己資本の算出のためのガイドライン」に対するコメントは、2009 年 3 月 13 日まで、「バーゼルⅡの枠組みの強化案」に対するコメントは、2009 年 4 月 17 日までに、[baselcommittee@bis.org](mailto:baselcommittee@bis.org) 宛に電子メールにより提出できる。あるいは、コメントは「スイス連邦、CH-4002 バーゼル市、国際決済銀行、バーゼル銀行監督委員会事務局」宛に郵送することもできる。

#### **バーゼル銀行監督委員会について**

バーゼル銀行監督委員会は、銀行監督に関する継続的な協力のための協議の場である。同委員会は、監督及びリスク管理に関する実務を世界的に促進し強化することに取り組んでいる。委員会のメンバーは、ベルギー、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、ルクセンブルク、オランダ、スペイン、スウェーデン、スイス、英国及び米国の代表で構成されている。